

## 化学物質に関する法改正の動き

(社)日本試薬協会 安全性・環境対策委員会  
(執筆担当：東京化成工業株式会社 荻野 忠芳)

化学物質に関する法律で平成20年9月から12月までに改正等のあったものの概要を紹介致します。これらは、概要のためすべての内容は網羅されていません。詳細は必ずホームページ等でご確認下さい。

### 1. 麻薬及び向精神薬取締法

政令第385号(平成20年12月17日付官報)により、以下の1品目が麻薬に指定されました。

- ①N-メチル-N-(1-(3,4-メチレンジオキシフェニル)プロパン-2-イル)ヒドロキシルアミン及びその塩類

(施行日：平成21年1月16日)

### 2. 化審法

厚生労働省・経済産業省・環境省告示第3号(平成20年10月1日付官報)により、以下の1品目が第一種監視化学物質に指定されました。

- ①4-sec-ブチル-2,6-ジ-tert-ブチルフェノール

【経済産業省ホームページ】

[http://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/kasinhou/files/release/h20/1kan081001.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/release/h20/1kan081001.pdf)】

### 3. 薬事法

厚生労働省令第172号(平成20年12月17日付官報)により、以下の6品目が「指定薬物」として指定されました。

- ①2-エチルアミノ-1-フェニルプロパン-1-オン及びその塩類
- ②N-エチル-N-イソプロピル-5-メトキシトリプタミン及びその塩類
- ③1-(4-エチルスルファニル-2,5-ジメトキシフェニル)プロパン-2-アミン及びその塩類
- ④1-(4-クロロ-2,5-ジメトキシフェニル)プロパ

ン-2-アミン及びその塩類

- ⑤1-(4-フルオロフェニル)-N-メチルプロパン-2-アミン及びその塩類

- ⑥1-(3,4-メチレンジオキシフェニル)-2-(ピロリジン-1-イル)ペンタン-1-オン及びその塩類

(施行日：平成21年1月16日)

### 4. 安衛法

#### 1) 有害物ばく露作業報告

厚生労働省告示第522号(平成20年11月20日付官報)により、「有害物ばく露作業報告」の対象物質が変更されました。

これら20物質についての平成19年4月1日から平成20年3月31日までの期間に係る有害物ばく露作業報告の期限は、平成21年3月31日です。

◆変更後の対象となる有害物

- ①アクリル酸エチル
- ②アセトアルデヒド
- ③アンチモン及びその化合物
- ④インジウム及びその化合物
- ⑤エチルベンゼン
- ⑥カテコール
- ⑦キシリジン
- ⑧コバルト及びその化合物
- ⑨酢酸ビニル
- ⑩酸化チタン(IV)
- ⑪1,3-ジクロロプロペン
- ⑫ジメチル-2,2-ジクロロビニルホスフェイト(別名DDVP)
- ⑬テトラニトロメタン
- ⑭ナフタレン
- ⑮ニトロベンゼン

- ⑩ニトロメタン
- ⑪p-ジクロロベンゼン
- ⑫4-ビニル-1-シクロヘキセン
- ⑬4-ビニルシクロヘキセンジオキシド
- ⑭ヘキサクロロエタン

※これらを0.1重量%以上含有する製剤その他の物も対象。但し、インジウム及びその化合物と酸化チタン(IV)は1重量%以上が対象となります。

【安全衛生情報センターホームページ】

<http://www.jaish.gr.jp/anzen/hor/hombun/hor1-2/hor1-2-114-1-0.htm>】

## 2) 強度の変異原性が認められた化学物質

基発第0903003号 厚生労働省労働基準局長通達(平成20年9月3日付)により、以下に示す化学物質について強度の変異原性が認められたため、指針に基づく措置を講ずるよう通達されました。

### ◆対象化学物質(53品目)

※14品目は、反応生成物や混合物のため省略。

- ①1-(1-アミノピロール-2-イル)エタノン=塩酸塩
- ②4-アミノ-3-メトキシ安息香酸メチル
- ③4-[4-(4-アミノ-5-メトキシ-2-メチルフェニルジアゼニル)-2,5-ジメチルフェニルジアゼニル]ベンゼンスルホン酸ナトリウム
- ④5-(4-アミノ-5-メトキシ-2-メチルフェニルジアゼニル)-2-ヒドロキシ安息香酸
- ⑤3-(オキシラニルメトキシ)-プロパンニトリル
- ⑥1-(カルバゾール-9-イル)-3-クロロプロパン-1-オン
- ⑦(2S)-4-(クロロアセチル)-2-メチル-2,5-ジヒドロピロール-1-カルボン酸アリル
- ⑧(2S)-4-(クロロカルボニル)-2-メチル-2,5-ジヒドロピロール-1-カルボン酸アリル
- ⑨4-クロロ-1-(2,3-ジフルオロフェニル)ブタン-2-オン

- ⑩3-クロロプロパン酸=5-ヒドロキシペンチル
- ⑪3-シアノ安息香酸=5-(3-クロロプロパノイルオキシ)ペンチル
- ⑫4-(N,N-ジアリルアミノ)ベンゼン-1,3-ジアミン
- ⑬N,N-ジアリル-2,4-ジニトロアニリン
- ⑭1,5,2,4-ジオキサジチアン-2,2,4,4-テトラオキシド
- ⑮(Z)-2-(5-ジクロロホスホリルアミノ-1,2,4-チアジアゾール-3-イル)-2-(エトキシイミノ)アセチル=クロリド
- ⑯1-(2,4-ジニトロフェニル)-4,4'-ビピリジン-1-イウム=クロリド
- ⑰1-(2,4-ジニトロフェニル)-1'-フェニル-4,4'-ビピリジン-1,1'-ジイウム=ジクロリド
- ⑱4-ニトロベンゾ-1H-トリアゾール
- ⑲ビス(3-クロロプロパン酸)=ペンタン-1,5-ジイル
- ⑳(5R,6S)-6-[(1R)-1-ヒドロキシエチル]-3,7-ジオキソ-1-アザビシクロ[3.2.0]ヘプタン-2-カルボン酸=4-ニトロベンジル
- ㉑3-(N-ヒドロキシカルバミミドイル)安息香酸=5-(3-クロロプロパノイルオキシ)ペンチル
- ㉒2-ヒドロキシ-11H-ベンゾ[a]カルバゾール-3-カルボン酸ナトリウム
- ㉓ピラジン-2,5-ジカルボン酸-多ヨウ素
- ㉔ピリジンボラン
- ㉕6-フェニルニコチノイル=クロリド=塩酸塩
- ㉖1-フェニル-4,4'-ビピリジン-1-イウム=クロリド
- ㉗ブタン-1-スルホニル=クロリド
- ㉘5-tert-ブチル-2-メチル-2H-ピラゾール-3-イルアミン
- ㉙1-(3-ブロモ-2-フルオロフェニル)-2-クロロエタン-1-オン
- ㉚(3-ブロモプロピル)トリフェニルホスホニウム=ブロミド

- ③① 1-ブロモメチル-2,4-ジフルオロベンゼン
- ③② 2-ブロモ-2-メチルプロパン酸
- ③③ ペルオキシ酢酸=1,1-ジメチルブチル
- ③④ ペルオキシ炭酸=O, O-(1,1-ジメチルプロピル)=O-イソプロピル
- ③⑤ 4-ホルミルアミノ-3-メトキシ安息香酸メチル
- ③⑥ メタンスルホン酸=アゼチジン-3-イル=塩酸塩
- ③⑦ メタンスルホン酸=1-ベンジルアゼチジン-3-イル=塩酸塩
- ③⑧ 3-メトキシ-4-ニトロ安息香酸メチル
- ③⑨ リン酸=ジ-tert-ブチル=クロロメチル

【安全衛生情報センターホームページ：  
<http://www.jaish.gr.jp/anzen/hor/hombun/hor1-49/hor1-49-67-1-0.htm>】

- 3) ニッケル化合物並びに砒素及びその化合物に係る労働者の健康障害防止措置の拡充  
 政令第349号および厚生労働省令第185号(平成20年11月12日付官報)により、以下のとおり政省令の改正がありました。

【概要】

下記の物質が表示対象物質(法57条の第1項、令18条)及び特定化学物質(令別表第三第二号 第二類物質)に追加されました。

- ・ ニッケル化合物(ニッケルカルボニルを除き、粉状の物に限る。)
- ・ 砒素及びその化合物(アルシン及び砒化ガリウムを除く。)

※「三酸化砒素」が削除され、砒素及びその化合物に統合されました。また、上記化合物を0.1重量%以上含む製剤等も対象になります。

施行日：平成21年4月1日

表示に係る経過措置：

施行日において現に存するものについては、平成21年9月31日までの間は、法57条の第1項の規定は適用されません。

なお、関連して作業環境測定、健康診断などの

規定が改正されていますのでご注意ください。

【安全衛生情報センターホームページ：

<http://www.jaish.gr.jp/anzen/hor/hombun/hor1-1/hor1-1-79-1-0.htm>

<http://www.jaish.gr.jp/anzen/hor/hombun/hor1-2/hor1-2-160-1-0.htm>】

5. 化管法(PRTR法)

政令第356号(平成20年11月21日付官報)により、以下のとおり施行令の一部が改正されました。

【概要】

① 指定化学物質の見直し

第一種指定化学物質が354物質から462物質に、第二種指定化学物質が81物質から100物質に見直されました。

② 業種の追加

環境への排出量の把握及び届出を行う義務を負う第一種指定化学物質等取扱事業者となり得る業種に医療業が追加されました。

施行日：平成21年10月1日(MSDS制度)

平成22年 4月1日(PRTR制度)

※ PRTR制度に関して、改正後の対象物質の排出・移動量の把握は平成22年度から、届出は平成23年度から実施となります。なお、MSDSについては施行日より交付しなければなりません。

【経済産業省ホームページ：

[http://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/law/prtr/seirei.html](http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/seirei.html)】

以上